

東北公益文科大学学則

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 東北公益文科大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（昭和22年法律第25号）の精神に則り、社会的利益調和の追求と、公益の研究や実践を通じた国際連携の理念のもと、深く専門の学術を教授し、社会と時代の要請に応え得る有為の人材を育成するとともに、地域の特性を活かした学術研究の振興、文化の向上に寄与することを目的とする。

(学部目的)

第1条の2 本学に設置する公益学部公益学科及び国際学部国際コミュニケーション学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 公益学部公益学科

グローバルな視野を持ち、地域の人々とともに、地域社会が直面する経済、行政、福祉などの課題に、リーダーシップをもって果敢に取り組む人材を養成する。

(2) 国際学部国際コミュニケーション学科

英語を主軸としつつ、多言語・多文化への理解と対応力も備えた言語運用能力と国際社会に対する洞察力をもち、異文化や自国の文化への深い見識と多文化共生を推進する能力を活かし、地域社会の国際化やグローバル社会の持続可能な発展に貢献する人材を育成する。

(大学院研究科の目的)

第1条の3 本学に設置する大学院研究科は、公益に関する理論及び実践応用の教授・研究を行い、高い専門性を要する職業等に必要な高度の知識・能力を持った人材、及び公益研究の発展を担う研究者を養成し、もって公益と経済が調和した国際社会の発展と学術文化の向上に貢献することを目的とする。

2 大学院研究科の修士課程、博士後期課程等の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 修士課程

社会変革期における課題解決及び価値創造に求められる、公益学を構成するディシプリン、データサイエンス等の基本リテラシー、多様な主体との対話と協働の技法を身に付け、組織経営領域、国際関係領域、情報科学領域、地域共創領域において活躍する人材と、公益の視点から新たな学術的知見を開拓・先導する研究者に求められる専門知識、ディシプリン及び研究の方法を身に付け、博士後期課程に進学する人材を養成することを目的とする。

(2) 博士後期課程

公益の視点から新たな学術的知見を開拓・先導する研究者を養成することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行いその結果を公表するとともに、積極的に情報を提供する。

- 2 前項の点検、評価、結果の公表及び情報の提供に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 組織

(学部)

第3条 本学において設置する学部及び学科並びにその学生定員は、次のとおりとする。

公益学部 公益学科 入学定員195人 3年次編入学定員10人 総定員800人

国際学部 国際コミュニケーション学科 入学定員 40人 総定員160人

(研究科)

第3条の2 本学において設置する大学院研究科及び専攻並びにその学生定員は、次のとおりとする。

公益学研究科

公益学専攻 入学定員 30人 総定員 60人

公益学研究専攻 入学定員 4人 総定員 12人

- 2 前項の研究科における課程は、公益学専攻を修士課程とし、公益学研究専攻を博士後期課程とする。

(エクステンション教育機構)

第3条の3 本学に、エクステンション教育機構を置く。

- 2 エクステンション教育機構に関し必要な事項は別に定める。

(図書館)

第4条 本学に、図書館を置く。

- 2 図書館に関し必要な事項は別に定める。

(教育研究実施組織等)

第4条の2 本学は、教育研究上の目的を達成するため、前4条の規定により設置された組織のほか、次の組織（以下「教育研究実施組織」という。）を置く。

(1) 大学運営強化組織

(2) 教育研究推進組織

(3) 教育研究支援組織

- 2 教育研究実施組織の設置に関し必要な事項は別に定める。

第3節 教職員組織

(教職員組織)

第5条 本学に、学長、学部長、研究科長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、本学に、副学長、技術職員その他必要な教職員を置くことができる。

(基幹教員)

第5条の2 前条第1項に規定する教授、准教授、講師及び助教（以下「教員」という。）のうち、学部の教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）を担当する者を基幹教員とする。

- 2 前項で規定する者のほか、本学学部において教育課程の編成等に参画し、1年につき8単位以上の授業科目を担当する者を基幹教員とすることができる。

(授業科目の担当)

第5条の3 主要授業科目については、原則として基幹教員が担当するのとし、主要授業科目以外の授業科目については、なるべく基幹教員が担当するものとする。

- 2 主要授業科目に関し必要な事項は別に定める。

- 3 授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、助手、学生、その他本学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができるものとする。また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当す

る教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。

- 4 前項に規定する指導補助者のうち、教員を除く者に対しては、必要な研修を行うものとする。
- 5 指導補助者に関し必要な事項は別に定める。

第4節 教授会

(教授会)

第6条 本学に、全学教授会を置く。

- 2 公益学部及び国際学部に、それぞれ教授会を置く（以下「各学部教授会」という。）。3 研究科に、研究科教授会を置く。

(教授会の構成)

第7条 全学教授会は、教授、准教授、講師、助教その他学長が必要と認める者をもって組織する。

- 2 各学部教授会は、学長が指名する教員で組織する。
- 3 研究科教授会は、東北公益文科大学大学院研究指導教員等審査規程第2条第1項の第1号から第4号に規定する教員で組織する。

(教授会の招集等)

第8条 学長は、全学教授会を招集し、議長を教授から指名する。

- 2 学部長は、各学部教授会を招集し、その議長となる。ただし、学部長に事故があるときは、あらかじめ学部長が指名した教授が議長となる。
- 3 研究科長は、研究科教授会を招集し、その議長となる。ただし、研究科長に事故があるときは、あらかじめ研究科長が指名した教授が議長となる。
- 4 学長は、全学教授会の構成員の3分の1以上から付議すべき事項を示し、開催の要求があった場合には、要求のあった日から10日以内に全学教授会を招集しなければならない。
- 5 学部長は、各学部教授会の構成員の3分の1以上から付議すべき事項を示し、要求があった場合には、要求のあった日から10日以内に学部教授会を招集しなければならない。
- 6 研究科長は、研究科教授会の構成員の3分の1以上から付議すべき事項を示し、開催の要求があった場合には、要求のあった日から10日以内に研究科長教授会を招集しなければならない。

(教授会の開催)

第9条 全学教授会、各学部教授会及び研究科教授会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(審議事項)

第10条 全学教授会は、第4項各号に掲げる事項のうち、学長が全学教授会の意見を聴くことが必要とした事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 2 各学部教授会は、各学部に関して、第4項各号に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- 3 研究科教授会は、研究科に関して、第4項各号に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- 4 教授会の審議事項は、次の事項とする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること
 - (2) 学位の授与に関すること
 - (3) 教育課程の編成に関すること
 - (4) 教員の教育研究業績の審査基準に関すること
 - (5) その他教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 5 全学教授会、各学部教授会及び研究科教授会は、前項に規定するもののほか、教育研

究に関する事項について審議し、並びに学長、学部長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(運営細則への委任)

第11条 この節に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第13条 学年を分けて次の2期とする。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第14条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 学長が別に定める春季休業、夏季休業、冬季休業

2 前項の規定にかかわらず、学長は、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

第6節 賞罰

(表彰)

第15条 学生として表彰すべき行為があったときは、学長は、教授会の意見を聴きその者を表彰する。

(懲戒)

第16条 本学の学則に違反し、又は本学の学生としてあるまじき行為があったときは、学長は、教授会の意見を聴きその者を懲戒する。

2 前項の懲戒は退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由なくして出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 懲戒の手續に関し必要な事項は、別に定める。

第7節 福利厚生施設

(福利厚生施設)

第17条 本学に、福利厚生のための施設を置くことができる。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(学生研修寮)

第18条 本学に、本学の学生の教育に資するため、学生研修寮を置く。

2 寮費については、管理に要する諸経費を考慮して別に定める。

3 学生研修寮に関し必要な事項は、別に定める。

第8節 公開講座

(公開講座の開設)

第19条 本学において必要があると認められるときは、公開講座を設けることがある。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第20条 本学学部の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第21条 学部学生は、8年を超えて在学することはできない。ただし、第29条第1項の規定により入学した者は、同条第3項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節 入学、再入学、編入学及び転入学

(入学の時期)

第22条 入学の時期は、毎学年の初めとする。ただし、再入学、編入学、転入学の場合及び学長が特別な事由があるとして許可した場合については、学期の初めとすることがある。

(入学資格)

第23条 本学学部に入學することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号（以下「試験規則」という。））による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（試験規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13条）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願の手続)

第24条 本学学部に入學を志願する者は、本学所定の書類等に所定の入学検定料を添えて、本学が指定する期日までに、学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第25条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第26条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、本学の指定する期日までに保証人連署の誓約書の提出その他所定の手続を行わなければならない。

2 学長は、前項の入学の手続を完了した者に対して、入学を許可する。

(保証人)

第27条 前条の保証人は、学生の父母又はこれに代わる者で、当該学生について在学中の一切の責任を負うものとする。

2 保証人を変更したとき、又は保証人が転居したときは、直ちに届出なければならない。

(再入学)

第28条 願いにより本学学部を退学した者又は第46条の規定により除籍された者が、再入学を希望するときは、選考のうえ入学を許可することがある。

- 2 前項の規定による入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき学年については、各学部教授会の意見を聴き、学長が決定する。
- 3 再入学の場合の入学検定料及びその他必要な手続は、別に定める。

(編入学及び転入学)

第29条 本学学部第3年次に編入学又は転入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学士の学位を有する者
 - (2) 他の大学に2年以上在学し、60単位以上(卒業要件に算入されるもの)を修得した者
 - (3) 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は教員養成学部2年制課程を修了した者
 - (4) 専修学校の専門課程で、修業年限が2年以上で、かつ課程の修了に必要な総授業時間数が1,700時間以上の課程を修了した者
 - (5) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第92条の3に定める従前の規定による学校の課程を修了し、又は卒業した者
- 2 本学学部第2年次に編入学又は転入学することのできる者は、前項の各号の一に該当する者の他に、他の大学に1年以上在学し、30単位以上(卒業要件に算入されるもの)を修得した者とする。
- 3 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき学年については、各学部教授会の意見を聴き、学長が決定する。
- 4 編入学及び転入学の場合のその他の必要な事項は、別に定める。

第3節 教育課程及び履修方法

(授業科目及びその単位数)

第30条 本学学部開設する授業科目並びにその単位数は別表第1のとおりとする。

(教職課程に関する授業科目及びその単位数)

第30条の2 前条に定めるもののほか、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第2条に規定する教育職員(以下「教育職員」という。)を養成する課程に関する科目及びその単位数は、別表第2のとおりとする。

(社会福祉士養成課程に関する授業科目及びその単位数)

第30条の3 前2条に定めるもののほか、社会福祉に関する科目を定める省令(平成20年文部科学省令・厚生労働省令第3号。以下「科目省令」という。)に定める科目(以下「指定科目等」という。)、その時間数、単位数及びその履修方法は、別表第5のとおりとする。

(履修の方法)

第31条 本学則に定めるもののほか、本学において開設する授業科目の履修の方法については、別に定める。

(履修すべき科目の登録)

第32条 学生は、毎学期の当初に当該学期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を取得することはできない。

(単位の認定)

第33条 履修した授業科目の単位の認定は、試験、論文又は研究報告その他これらに準ずる方法(以下「試験等」という。)により行う。

- 2 前項にかかわらず、学生が取得した資格に応じ、当該資格に関連する科目の単位を認定することがある。

3 前項の資格の種類および認定する科目は、大学教授会又は各学部教授会の意見を聴き、学長が別に定める。

(他の大学における修得単位の認定)

第34条 学長は、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協定に基づき、学生が当該他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学学部における授業科目により修得したものとみなし、単位を認定することができる。

2 前項の他大学等の授業科目を履修しようとする者は、学長に願い出、その許可を受けなければならない。

3 前2項の規定は、教育上有益と学長が認める大学等について準用する。

4 第1項及び第3項の規定により与える単位は、60単位を超えないものとする。

5 第44条により外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）に留学し履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目により修得したものとみなし、単位を認定することができる。

6 前項の規定により与える単位は、30単位を超えないものとする。

(入学前における既修得単位の認定)

第35条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学学部に入學する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（当該大学又は短期大学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修するものとして履修し修得した単位を含む。）を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定することができる。

(認定する修得単位数の上限)

第36条 前2条の規定により認定する修得単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、合わせて60単位を超えないものとする。

(試験)

第37条 試験の時期は、原則として学期末又は学年末とする。

(成績の評価)

第38条 試験等の評価は、秀、優、良、可及び不可の5種の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。

2 前項のほか、特別の必要があるときは、その他の評語をもって合格を表すことができる。

3 成績の評価基準は別に定める。

(単位の計算方法)

第39条 各授業科目に対する単位の計算方法は次のとおりとする。

(1) 講義及び演習については、15時間の講義又は演習をもって1単位とする。

(2) 実習及び実技については、30時間の実習又は実技をもって1単位とする。

(履修単位)

第40条 公益学部の卒業に必要な単位は、次の各号に定める単位を含め、124単位以上を修得することとする。ただし、第30条の2に規定する科目の単位は、これに含めない。

(1) 基礎教育科目については、62単位

(2) 専門教育科目と発展教育科目については、合算して62単位

2 国際学部の卒業に必要な単位は、次の各号に定める単位を含め、124単位以上を修得することとする。ただし、第30条の2に規定する科目の単位は、これに含めない。

(1) 基礎教育科目については、48単位

(2) 専門教育科目と発展教育科目については、合算して76単位

(授業期間)

第40条の2 学部の授業科目の実施にあたっては、第13条に規定する、春学期をS1クォ

ーターとS2クォーター、秋学期をA1クォーターとA2クォーターとして、学期をそれぞれ2分割した授業期間を設けることとする。

第4節 休学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第41条 本学学部において、疾病その他やむを得ない事情により2か月以上修学することのできない者は、保証人連署のうえ、学長に届け出なければならない。

2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

3 学長は、第1項の規定にかかわらず、修学が不適当と認められる者に対し、休学を命ずることができる。

4 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の理由があると認められた者にあつては引き続きさらに1年まで延長することができる。

5 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。

6 休学の期間は在学年数に通算しない。

(復学)

第42条 休学期間満了のとき又は休学期間であってもその事由が消滅したときは、復学を申し出ることができる。なお、疾病のために休学していた者は、医師の作成した診断書を添付しなければならない。

2 前項の復学の申し出があつた場合は、学長が復学の可否を決するものとする。

(転学)

第43条 他の大学に転学を希望する者は、保証人連署のうえ、学長に届け出なければならない。

(留学)

第44条 外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、学長に届け出なければならない。

2 留学期間は、第21条に定める在学期間に算入する。

3 留学に関し必要な事項は別に定める。

(退学)

第45条 退学しようとする者は、その事由を詳記し、保証人連署のうえ、学長に届け出なければならない。

(除籍)

第46条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。ただし、第2号に該当する場合は、各学部教授会の意見を聴くものとする。

(1) 第21条に規定する在学年数を超えた者

(2) 病気その他の理由で成業の見込みがない者

(3) 催告を受けたにもかかわらず授業料を納入しない者

第5節 卒業、学士号及び免許等

(卒業)

第47条 本学学部にて4年(第29条第1項により入学した者については、同条第3項により定められた在学すべき年数)以上在学し、第40条に定める単位を修得した者については、教授会の意見を聴き、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位授与)

第48条 公益学部を卒業した者に、学士(公益学)の学位を授与する。

2 国際学部を卒業した者に、学士(国際コミュニケーション)の学位を授与する。

(教育職員の免許状)

第48条の2 本学学部において取得できる教育職員の免許状の種類及び免許教科は、別表

第3のとおりとする。

(社会福祉士国家試験受験資格)

第48条の3 別表第5の社会福祉に関する科目省令に定める指定科目等を修得した場合は、社会福祉士国家試験の受験資格が付与される。

第6節 研究生、聴講生・科目等履修生、特別聴講生、社会人学生、外国人学生
(研究生)

第49条 本学学部において、専攻事項について研究しようとする者があるときは、授業及び研究の妨げのない限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

(聴講生・科目等履修生)

第50条 本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を聴講又は履修しようとする者(次条第1項に規定する者を除く。)があるときは、当該科目の授業に支障がない限り、選考のうえ、聴講生又は科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生には、単位を与えることができる。この場合においては、第33条、第37条、第38条までの規定を準用する。

3 聴講生又は科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第50条の2 本学学部において開設する授業科目のうち、1科目または複数科目を選んで履修を希望する他の大学または短期大学等の学生があるときは、当該科目の授業に支障のない限りにおいて、当該大学または短期大学等との協定に基づき、特別聴講生として入学を許可することがある。

2 特別聴講生には、単位を認定することができる。

3 特別聴講生について必要な事項は、別に定める。

(社会人学生)

第51条 社会人で本学学部に入學を志願する者があるときは、選考のうえ、社会人学生として入学を許可することがある。

2 社会人学生について必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第52条 外国人で本学において教育を受ける目的をもって入国し、本学学部に入學を希望する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第7節 入学検定料、入学金、授業料、施設整備費等

(入学検定料、入学金、授業料、施設整備費等)

第53条 本学学部における入学検定料、入学金、授業料、施設整備費等の額は、別表第4のとおりとする。

2 入学金並びに入學する学期の授業料及び施設整備費は、第21条第1項に規定する合格通知を行うときに指定する期日までに納付しなければならない。

3 授業料及び施設整備費(入學する学期に係るものを除く。)は、毎年これを春学期、秋学期の2回に分けて次の期間内に納入しなければならない。

春学期 4月1日から4月26日まで

秋学期 10月1日から10月26日まで

(入学金、授業料又は施設整備費の免除、徴収の猶予又は分納)

第54条 本学において特別の事情があると認めた者については、入学金、授業料又は施設整備費の全部又は一部を免除し、徴収を猶予し、又は分納を許可することがある。

(退学等の場合の授業料及び施設整備費)

第55条 春学期又は秋学期の途中において、退学した者、転学した者又は除籍された者は、

当該期の授業料及び施設整備費を全額納入しなければならない。

2 留学又は停学の場合は、その期間中の授業料及び施設整備費は納付しなければならない。

(休学の場合の授業料及び施設整備費)

第56条 休学した者については、休学期間の授業料及び施設整備費の全額又は半額を免除又は還付することがある。

(入学を辞退する場合の入学金、授業料及び施設整備費)

第57条 入学手続完了後入学を辞退する者で、本学が指定した期日までに保証人連署のうえ納付金返還の申請をした者があるときは、授業料及び施設整備費を還付する。

(入学検定料、入学金、授業料及び施設整備費の不還付)

第58条 既納の入学検定料、入学金、授業料及び施設整備費は、前2条に定める場合を除き、還付しない。

第3章 大学院研究科通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第59条 本学大学院研究科(以下「本大学院」という。)修士課程の標準修業年限は2年とし、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

(長期履修生)

第60条 職業を有している等の事情により、修士課程の標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する者(以下「長期履修生」という。)の修業年限は、3年又は4年とする。

2 長期履修生に関する事項は別に定める。

(在学年限)

第61条 本大学院学生は、修士課程に4年、博士後期課程に6年を超えて在学できない。ただし、第67条1項の規定により入学した学生は、第67条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて、在学することができない。

第2節 入 学

(入学の時期)

第62条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、再入学及び学長が特別な事由があるとして許可したものについては、学期の初めとすることができる。

(入学資格)

第63条 本大学院修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により、学士の学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣が指定する専修学校の専門課程を修了した者
- (4) 大学に3年以上在学し、本大学院が、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者
- (5) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、入学時において22歳に達している者
- (6) 上記の他に、文部科学省が定める入学資格に適する者
- (7) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 本大学院博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

- (2) 外国において修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められ、かつ入学時において 24 歳に達している者
- (8) その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第 64 条 本大学院への入学を志願するものは、所定の期日までに入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第 65 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第 66 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、宣誓書、身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転入学及び再入学)

第 67 条 本大学院への転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科教授会の意見を聴き、学長が決定する。

第 3 節 教育課程及び履修方法

(授業及び研究指導)

第 68 条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(授業科目の名称及び単位数等)

第 69 条 授業科目の名称及び単位数は、別表第 1 の 2 のとおりとする。

2 授業科目の履修の方法その他必要な事項については、別に定める。

(研究指導)

第 70 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院が定める他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

(単位の計算方法)

第 71 条 各授業科目の対する単位の計算方法は、次のとおりとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実習及び実技については、30 時間の範囲の授業をもって 1 単位とする。

(授業期間)

第 72 条 本大学院において 1 年間の授業を行う期間は、35 週にわたることを原則とする。

(単位の授与)

第73条 授業科目を履修し、その試験に合格したものは、その授業科目の修得を認定し、所定の単位を与えるものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第74条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、第75条の規定により認定した単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

2 外国の大学院への留学並びに外国の学校教育制度で位置づけられた教育施設及び国連大学において履修した授業科目の単位についても同様に扱う。

(入学前の既修得単位等の認定)

第75条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなす単位数は、転入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認定することができる。

(成績の評価)

第76条 授業科目の試験の評価は、秀、優、良、可及び不可の5種の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。

2 前項のほか、特別の必要があるときは、その他の評語をもって合格を表すことができる。

3 成績の評価基準は別に定める。

第4節 休学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第77条 本大学院において、疾病その他やむを得ない事情により2ヶ月以上修学することができない者は、その理由及び期間を明らかにして、保証人連署のうえ、学長に届け出なければならない。

2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

3 学長は、第1項の規定にかかわらず、就学が不相当と認められる者に対し、研究科教授会の意見を聴き、休学を命ずることができる。

4 博士後期課程については、修了に必要な単位数を修得してからの休学は認められない。

(休学期間)

第78条 休学の期間は、原則学期ごととする。

2 休学の期間は、修士課程は通算して2年、博士後期課程は通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は、第61条の在学期間には算入しない。

(復学)

第79条 休学期間満了のとき又は休学期間であってもその事由が消滅したときは、復学を申し出ることができる。なお、疾病のために休学していた者は、医師の作成した診断書を添付しなければならない。

2 前項の復学の申出があった場合は、学長は研究科教授会の意見を聴き、の可否を決するものとする。

(転学)

第80条 他の大学院への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長に届け出なければならない。

(留学)

第 81 条 外国の大学院に留学することを志願するものは、学長に届け出なければならない。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第 84 条に定める在学期間に含めることができる。
- 3 第 1 項の許可を得て外国の大学院へ留学する場合は、第 74 条の規定を準用する。
- 4 留学に関し必要な事項は別に定める。

(退学)

第 82 条 退学しようとする者は、学長に届け出なければならない。

(除籍)

第 83 条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者については除籍するものとする。ただし、第 4 号に該当する場合は、研究科教授会の意見を聴くものとする。

- (1) 授業料等の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (2) 第 61 条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第 78 条第 2 項に定める休学の期間を超えてなお復学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

第 5 節 課程の修了及び学位

(修了)

第 84 条 学長は、修士課程にあっては、本大学院に 2 年間以上在学するとともに、30 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う修士論文の審査及び試験に合格したのに対し、研究科教授会の意見を聴き、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、次の各号のいずれかに該当する者については、本大学院修士課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

- (1) 優れた業績を上げたと認められた者
 - (2) 本学学部在籍中に、本大学院修士課程の科目履修を認められ、演習Ⅰ及び演習Ⅱを修得した者
 - (3) 大学院入学資格を有した後且つ本大学院修士課程に入学する前に修得した単位を、本大学院において修得したものとみなし、当該単位数を勘案し教育課程の一部を履修したと認められる者
- 2 前項の場合において、個別の研究課題に応じ適当と認められるときは、その研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 3 学長は、博士後期課程にあっては、本大学院に 3 年間以上在学するとともに、16 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格したのに対し、研究科教授会の意見を聴き、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたものについては、本大学院博士後期課程に 2 年以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文の審査及び試験)

第 85 条 学位論文の審査及び試験は、提出された論文又は研究成果を中心とし、それに関連ある科目について筆記試験若しくは口頭試問により行う。

- 2 学位論文の審査及び試験の可否は、研究科教授会が判定する。
- 3 前 2 項に定めるほか、学位の審査に関し必要な事項は別に定める。

(学位)

第 86 条 学長は、本大学院公益学研究科の修士課程を修了した者に対し、修士（公益学）の学位を授与する。

- 2 学長は、本大学院公益学研究科の博士後期課程を修了した者に対し、博士（（公益学）又は（学術））の学位を授与する。
- 3 前項にかかわらず、学長は、本学大学院の博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認された者に対し、博士（（公

益学)又は(学術))の学位を授与することができる。

- 4 学位の授与及び前項の審査等に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生
(研究生)

第87条 学長は、本大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該研究科の教育研究に支障のない範囲において、別に定めるところにより選考のうえ、研究科教授会の意見を聴き研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生を志願することのできる者は、修士以上の学位を有する者又は本大学院がこれと同等以上の学力があると認めた者とする。

- 3 研究の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を延長することができる。

(聴講生・科目等履修生)

第88条 学長は、本大学院において特定の授業科目を聴講又は履修することを志願する者があるときは、当該研究科の教育に支障のない範囲において、別に定めるところにより選考のうえ、研究科教授会の意見を聴き聴講生又は科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 聴講生又は科目等履修生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又は本大学院がこれと同等以上の学力があると認めた者とする。

- 3 科目等履修生に対する単位の授与については、第72条及び第75条の規定を準用する。

(特別聴講学生)

第89条 学長は、他の大学院の学生で、本大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第90条 学長は、外国人で大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生の入学手続き等については第64条から第66条までを準用する。

- 3 前項で入学許可を得た外国人留学生に対しては、第69条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(研究生等に関する規定)

第91条 この節に規定するもののほか、本大学院における研究生、聴講生・科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第7節 入学検定料、入学金、授業料及び施設整備費
(入学検定料、入学金、授業料及び施設整備費)

第92条 本大学院における入学検定料、入学金、授業料及び施設整備費の額は、別表第4のとおりとする。

- 2 博士後期課程に標準修業年限以上在学し、かつ所定の単位を修得した者が、博士の学位の取得を目的として、所定の修業年限を越えて在学する場合の授業料は、前項の規定にかかわらず、250,000円とする。

- 3 博士後期課程に標準修業年限以上在学し、かつ所定の単位を修得して退学した者が、退学前に博士後期課程に在学した年数と合わせて6年を超えない期間内(以下「当該期間内」という。)に、博士の学位の取得を目的に再入学した場合は、第1項の規定にかかわらず、入学金を免除し、当該期間内の授業料を250,000円とする。

(授業料等の納期)

第93条 授業料等の納入は、各年度に係る授業料等について春学期及び秋学期の2期に区

分して行うものとし、それぞれの期において納入する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 授業料等の納期は、春学期分にあつては4月26日まで、秋学期分にあつては10月26日までに納入しなければならない。

3 新たに入学手続きを行うものにあつては、前項の規定にかかわらず、指定する期日までに入学金並びに入学する学期分の授業料及び施設整備費を納入しなければならない。
(復学の場合の授業料等)

第94条 春学期又は秋学期の中途において復学した者の授業料等の額は、授業料等の年額の12分の1に相当する額に復学の日属する月から当該学期末までの月数を乗じた額とし、これを復学した日属する月に納入しなければならない。

(学年の途中で修了する場合の授業料等)

第95条 学年の途中で修了する者は、修了する当該学期までの授業料等を納入するものとする。

(休学、退学、転学、除籍及び停学)

第96条 春学期又は秋学期の中途において休学、退学、転学及び除籍された者から徴収する当該学期分の授業料等の額は、その全額とする。ただし、休学が春学期又は秋学期の全期間にわたるときは、その学期分の授業料等は徴収しない。

2 停学期間中の授業料等は、納入しなければならない。

(授業料等の減免等)

第97条 経済的理由により授業料等の納入が困難と認められる者、その他特別の理由があると認められる者に対しては、授業料等の全部若しくは一部を免除し、又は授業料等を分割して納入させることができる。

2 授業料等の減免及び授業料等の分割納入に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生等の入学検定料等)

第98条 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生の入学検定料、入学金、研究料、聴講料及び施設整備費については、別に定める。

(研究生等の入学料等の納入)

第99条 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生の入学金、研究料、聴講料及び施設整備費は、入学の手続きを行うときに納入しなければならない。ただし、研究期間の更新を許可された研究生に係る研究料及び施設整備費は、当該許可された日から10日以内に納入しなければならない。

2 入学検定料は、入学の願書を提出するときに納入しなければならない。

(入学を辞退する場合の授業料及び施設整備費)

第100条 入学手続き完了後入学を辞退する者で、本学が指定した期日までに納付金返還の申請をした者があるときは、授業料及び施設整備費を還付する。

第4章 改正

(改正)

第101条 本学則の改正は、教授会の意見を聴き、理事会が行う。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年5月31日改正)

この学則は、平成14年5月1日から施行する。(※ニュージーランド研究所の追加)

附 則 (平成15年3月24日改正)

この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第56条については、平成15年3月3

1日から施行する。(※教職課程の開設、学生納付金の納入期限延長、入学金の返還及び授業科目名変更)

附 則 (平成 17 年 3 月 18 日改正)

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。(※授業科目及び履修単位の一部変更)
- 2 この改正後の学則(以下「新学則」という。)別表第 1 及び別表第 2 に規定する授業科目及びその単位数並びに第 35 条の履修単位は平成 17 年 4 月 1 日以降に入学した者から適用するものとする。ただし、再入学、編入学又は転入学した者のうち学長が別に定める者については、この限りでない。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正前の学則(以下「旧学則」という。)別表第 1 に規定する授業科目の内容が新学則別表第 1 に規定する授業科目の内容と同一又はそれに代わるものと認められるときは、新学則別表第 1 に規定する授業科目の履修により、旧学則別表第 1 に規定する授業科目を履修したものとみなす。この場合における授業科目の履修方法については、学長が別に定める。
- 4 平成 16 年 4 月 1 日以前に入学した者の社会福祉士国家試験受験資格取得のための授業科目の履修方法については、学長が別に定める。

附 則 (平成 18 年 3 月 29 日改正)

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。(※学期、休業日の変更、授業科目の追加、変更、入学検定料等の追加)
- 2 平成 16 年 4 月 1 日以前に入学した者の附則(平成 17 年 3 月 18 日改正)第 2 項に規定する授業科目のうち職業意識を養う科目の履修方法については、学長が別に定める。

附 則 (平成 18 年 5 月 30 日改正)

この学則は、平成 18 年 6 月 1 日より施行する。(※入学検定料等の一部変更)

附 則 (平成 18 年 5 月 30 日改正)

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。(※教職員組織、教授会の構成変更)

附 則 (平成 18 年 9 月 30 日改正)

この学則は、平成 18 年 10 月 1 日より施行する。(※他の大学における修得単位の認定の一部変更。特別聴講生の規程追加変更)

附 則 (平成 19 年 3 月 24 日改正)

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。(※カリキュラム改定に伴う第 25 条別表 1、第 28 条の変更)
- 2 この改正後の学則(以下「新学則」という。)別表 1 に規定する授業科目及びその単位数並びに第 28 条の 2 及び 3 の単位認定は、平成 19 年 4 月 1 日以降に入学した者から適用する。ただし、再入学、編入学又は転入学した者のうち学長が別に定める者については、この限りではない。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 18 年 4 月 1 日以前に入学した者の新学則の授業科目の履修方法については、学長が別に定める。

附 則 (平成 19 年 6 月 28 日改正)

この学則は、平成 19 年 7 月 1 日より施行する。(※ 入学資格第 18 条第 6 号を追加)

附 則 (平成 20 年 3 月 28 日改正)

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。(※ 第 14 条第 1 項、第 25 条別表 1、第 30 条、第 33 条、第 49 条の変更)
- 2 この改正後の学則(以下「新学則」という。)第 25 条別表第 1 に規定する授業科目及びその単位数は、平成 20 年 4 月 1 日以降に入学した者から適用する。
ただし、再入学、編入学又は転入学した者のうち学長が別に定める者については、この限りではない。
- 3 前項の規程にかかわらず、平成 19 年 4 月 1 日以前に入学した者の新学則の授業科目の履

修方法については、学長が別に定める。

附 則（平成20年9月17日改正）

この学則は、平成21年4月1日より施行する。（※ 第21条第2項、第23条第1項及び第2項、第24条第2項の変更）

附 則（平成21年3月25日改正）

- 1 この学則は、平成21年4月1日より施行する。（※ 第25条の科目分類及び別表1、第25条の2の別表2、第25条の3の授業科目及びその単位数の変更及び別表5、第27条の履修登録の時期の変更、第35条の履修単位の変更、第43条の3の社会福祉士国家試験受験資格の追加）
- 2 この改正後の学則（以下「新学則」という。）第25条、第25条の2及び第25条の3に規定する授業科目、時間数、単位数及びその履修方法と第35条に規定する履修単位は、平成21年4月1日以降に入学した者から適用する。ただし、再入学、編入学又は転入学した者のうち学長が別に定める者については、この限りではない。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成20年4月1日以前に入学した者の新学則の授業科目の履修方法については、学長が別に定める。

附 則（平成21年5月1日改正）

- 1 この学則は、平成22年4月1日より施行する。（※ 第25条の2関係別表第2、第43条の2関係別表3の変更）

附 則（平成21年5月28日改正）

- 1 この学則は、平成22年4月1日より施行する。（※ 編入学定員の新設並びに編入学及び転入学の要件の追加、変更に伴う第3条並びに第24条及び同第2項、第3項、第4項の追加及び変更）
- 2 この改正後の学則は、平成22年4月1日以降に入学した者から適用する。

附 則（平成22年2月25日改正）

- 1 この学則は、平成22年4月1日より施行する。（※ 第25条関係別表第1・第25条の2関係別表第2・第25条の3関係別表第5の改定、第30条入学前における既修得単位の認定の改定、第31条認定する修得単位数の上限の改定、第43条の2関係別表第3の改定及び第52条関係別表第4の改定）
- 2 この改正後の学則（以下「新学則」という。）第25条関係別表第1、第2、第5に規定する授業科目及び単位数、第30条の入学前における既修得単位の認定、第31条認定する修得単位数の認定、第43条の2関係別表第3に規定する免許状の種類・免許教科及び第52条の2別表第4に規定する入学検定料、入学金、授業料施設整備費等の改定は、平成22年4月1日以降に入学した者から適用する。ただし、再入学、編入学又は転入学した者のうち学長が別に定める者については、この限りではない。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成21年4月1日以前に入学した者の新学則の授業科目の履修方法については、学長が別に定める。

附 則（平成22年5月28日改正）

- 1 この改正後の学則は、平成22年5月29日より施行する。（※ 第4条の2の改定、第4条の3の削除）

附 則（平成23年3月25日改正）

- 1 この改正後の学則は、平成23年4月1日より施行する。（※ 第16条第2項の削除、第25条別表第1の改定、第28条の改定、第29条の改定、第30条の改定、第39条第2項及び第3項の追加）

附 則（平成24年3月28日改正）

- 1 この改正後の学則は、平成24年4月1日より施行する。（※ 第25条関係別表第1、第25条の2関係別表第2及び第35条履修単位の改定）

2 この改正後の学則（以下「新学則」という。）第25条関係別表第1及び第25条の2関係別表第2に規定する授業科目、単位数及びその履修方法並びに第35条に規定する履修単位は、平成24年4月1日以降に入学した者から適用する。ただし、再入学、編入学又は転入学した者のうち学長が別に定める者については、この限りではない。

3 前項の規定にかかわらず、平成23年4月1日以前に入学した者の新学則の授業科目の履修方法については、学長が別に定める。

附 則（平成25年3月18日改正）

1 この改正後の学則は、平成25年4月1日より施行する。（※ 第25条関係別表第1、第25条の2関係別表第2及び第35条履修単位の改定）

2 この改正後の学則（以下「新学則」という。）第25条関係別表第1及び第25条の2関係別表第2に規定する授業科目、単位数及びその履修方法並びに第35条に規定する履修単位は、平成25年4月1日以降に入学した者から適用する。ただし、再入学、編入学又は転入学した者のうち学長が別に定める者については、この限りではない。

3 前項の規定にかかわらず、平成24年4月1日以前に入学した者の新学則の授業科目の履修方法については、学長が別に定める。

附 則（平成25年5月2日改正）

1 この改正後の学則は、平成25年5月15日より施行する。（※ 第52条関係別表第4の改定）

附 則（平成26年3月28日改正）

1 この改正後の学則は、平成26年4月1日より施行する。（※第25条関係別表第1及び第35条の改定）

2 この改正後の学則（以下「新学則」という。）第25条関係別表第1に規定する授業科目、単位数及びその履修方法並びに第35条に規定する履修単位は、平成26年4月1日以降に入学した者から適用する。ただし、再入学、編入学又は転入学した者のうち学長が別に定める者については、この限りではない。

3 前項の規定にかかわらず、平成26年3月31日以前に入学した者の新学則の授業科目の履修方法については、学長が別に定める。

附 則（平成27年3月25日改正）

1 この改正後の学則は、平成27年4月1日より施行する。（※学校教育法及び学校教育法施行規則の改正に伴う改定）

附 則（平成28年3月29日改正）

1 この改正後の学則は、平成28年4月1日より施行する。（※学期名称の変更及びメディアを利用して行う科目の指定に伴う改定）

附 則（平成29年3月29日改正）

1 この改正後の学則は、平成29年4月1日から施行する。
（※ メディア情報コース設置に伴う改定）

附 則（平成30年3月29日改正）

1 この改正後の学則は、平成30年4月1日から施行する。
（※ 科目名称の変更等に伴う改定）

附 則（平成31年3月27日改正）

1 この改正後の学則は、平成31年4月1日から施行する。
（※ 科目名称の変更等、教職課程科目の変更等、「英語」教職課程申請に伴う改定）

附 則（令和2年3月27日改正）

1 この改正後の学則は、令和2年4月1日から施行する。
（※ メディアを利用して行う科目の追加、科目名称の変更等に伴う改定）

附 則（令和3年3月26日改正）

1 この改正後の学則は、令和3年4月1日から施行する。

(※ 履修単位及び科目名称等の変更に伴う改定)

- 2 この改正後の学則(以下「新学則」という。)第35条に規定する履修単位及び第25条関係別表第1、第25条の2関係別表第2に規定する授業科目等の改定は、令和3年4月1日以降に入学した者から適用する。ただし、再入学、編入学又は転入学した者のうち学長が別に定める者については、この限りではない。

- 3 前項の規定にかかわらず、令和3年3月31日以前に入学した者の新学則の授業科目の履修方法については、学長が別に定める。

附 則(令和4年3月29日改正)

- 1 この改正後の学則は、令和4年4月1日から施行する。

(※ 別表第1、別表第2、別表第4、別表第5の変更に伴う改定)

附 則(令和5年3月29日改正)

- 1 この改正後の学則は、令和5年4月1日から施行する。

(※ 学部学科の目的及び成績評価に関する改定)

附 則(令和5年11月2日改正)

- 1 この改正後の学則は、令和5年11月3日から施行する。

(※ 入学検定料及び入学資格に関する改定)

附 則(令和6年3月28日改正)

- 1 この改正後の学則は、令和6年4月1日から施行する。

(※ 科目名称の変更等に関する改定)

附 則(令和7年8月29日)

- 1 この学則は、令和8年4月1日から改正施行する。

(※ 大学設置基準(基幹教員、単位計算、ほか)に関する改定)

(※ 学部改編に伴う組織変更の反映、学則の統合、などに関する改定)

附 則(令和7年9月10日)

- 1 この学則は、令和8年4月1日から改正施行する。

(※ 国際学部設置認可申請(令和7年3月6日)の後に改正した学則の変更内容を反映する改定)

東北公益文科大学学則
別表第1(第30条関係)
公益学部 公益学科

授 業 科 目			単位数		備 考
			必修	選択	
基礎教育科目	スタディー導入科目	基礎演習	2		8単位必修
		現代公益論	2		
		探究演習	2		
		山形地域論	2		
	リテラシー科目	外国語科目	英語1	2	同一言語8単位必修
			英語2	2	
			英語3	2	
			英語4	2	
			EAP1	2	
			EAP2	2	
			EAP3	2	
			EAP4	2	
			中国語1	2	
			中国語2	2	
			中国語3	2	
			中国語4	2	
		情報科目	情報リテラシー	2	8単位必修
			データリテラシー	2	
			基礎プログラミングⅠ	2	
			基礎プログラミングⅡ	2	
		キャリア科目	キャリアデザインa	2	共通科目と合わせて38単位以上修得
			キャリアデザインb	2	
			企業研究セミナー		
			文章表現法		
			日経講座:メガトレンド論		
			ジャーナリズムの倫理		
	共通科目	人文科学系	哲学		人文科学系、社会科学系、STEAM導入科目、SDGs導入科目から各4単位以上、計16単位以上修得、かつキャリア科目と合わせて38単位以上修得
			倫理学		
			文学概論		
			心理学		
			教育学		
			日本史a		
			日本史b		
			西洋史a		
			西洋史b		
			人文地理学a		
			日本地誌		
			世界地誌		
		社会科学系	法学		
			政治学		
			基礎簿記Ⅰ		
			基礎簿記Ⅱ		
			経営学基礎		
			特別支援教育		

基礎教育科目	共通科目	社会科学系	社会学		2	人文科学系、社会科学系、STEAM導入科目、SDGs導入科目から各4単位以上、計16単位以上修得、かつキャリア科目と合わせて38単位以上修得
			社会福祉学a		2	
			社会福祉学b		2	
			ソーシャルワークの基盤と専門職a		2	
			ソーシャルワークの基盤と専門職b		2	
			政策入門		2	
			ミクロ経済学		2	
			マクロ経済学		2	
			会計学		2	
			環境社会学		2	
		STEAM導入科目	経済学		2	
			自然地理学a		2	
			自然地理学b		2	
			数学a		1	
			数学b		1	
			物理学		2	
			天文学a		1	
			天文学b		1	
			統計学a		1	
			統計学b		1	
			医学一般		2	
			実用数学		1	
			環境マネジメント論		1	
			問題解決の思考法		1	
			情報発信・ファシリテーションの技法		1	
			社会調査論a		1	
			社会調査論b		1	
			日経講座:デジタル社会論○		2	
			セキュリティ論 ○		1	
			AIと社会 ○		1	
		SDGs導入科目	生涯学習論		2	
			ジェンダー論		2	
			貧困と福祉		2	
			都市と交通		2	
			食糧とエネルギー		2	
			水と大気		2	
			海ごみ問題と循環型社会デザイン		2	

専門教育科目	専門基礎科目	経済・経営コース	経済学特論a		2	所属コースから20単位以上(同コースの特定のユニットから8単位以上を含む)、専門教育科目全体(専門演習を除く)で36単位以上修得、かつ発展教育科目と合算して54単位以上修得
			経済学特論b		2	
			ゲーム理論		2	
			組織の経済学(契約理論)		2	
			金融論		2	
			経営管理論		2	
			経営戦略論		2	
			経営工学a		1	
			経営工学b		1	
			マーケティング論		2	
			現代メディア論		2	
			企業法務		2	
			財務諸表論		2	
			管理会計		2	
			監査論		2	
			企業財務分析		2	
			非営利組織会計		2	
			ライフサイクルアセスメント論a		1	
			ライフサイクルアセスメント論b		1	
			企業組織の心理学		2	
			社会心理学		2	
			ヒューマンエラー防止の心理学		2	
			職場のメンタルヘルス		2	
			交通心理学		2	
		政策コース	憲法		2	
			行政法		2	
			民法Ⅰ		2	
			統治機構論		2	
			民法Ⅱ		2	
			国際法		2	
			国際海洋法		2	
			行政学		2	
			地方自治論		2	
			日本政治論Ⅰ		2	
			公共経営論		2	
			日本政治論Ⅱ		2	
			社会保障論a		2	
			社会保障論b		2	
			公共経済学		2	
			地方財政論		2	
			公的年金論		2	

専門教育科目	専門基礎科目	地域福祉コース	社会政策a		1	所属コースから20単位以上(同コースの特定のユニットから8単位以上を含む)、専門教育科目全体(専門演習を除く)で36単位以上修得、かつ発展教育科目と合算して54単位以上修得
			社会政策b		1	
			児童・家庭福祉論		2	
			障害者福祉論		2	
			高齢者福祉論		2	
			公的扶助論		2	
			医療福祉論		2	
			地域福祉と包括的支援体制Ⅰ		2	
			地域福祉と包括的支援体制Ⅱ		2	
			福祉経営論		2	
			権利擁護と成年後見		2	
			刑事司法と福祉		2	
			ソーシャルワークの理論と方法a		2	
			ソーシャルワークの理論と方法b		2	
			ソーシャルワークの理論と方法c		2	
			ソーシャルワークの理論と方法d		2	
			精神保健学		2	
		観光・まちづくりコース	人文地理学b		2	
			サブカルチャー論		2	
			風景のデザインa		1	
			風景のデザインb		1	
			余暇と観光の社会学		2	
			中心市街地の再生		2	
			中山間・離島地域論		2	
			自然環境の保全と共生		2	
			第六次産業論		2	
			社会起業家論a		1	
			社会起業家論b		1	
			観光・まちづくり演習a		2	
			観光・まちづくり演習b		2	
			国際観光論a		1	
			国際観光論b		1	
			観光政策論a		1	
			観光政策論b		1	
			地域・観光資源論		2	
			民俗学と観光a		1	
			民俗学と観光b		1	
			グリーンツーリズム論		2	

専門教育科目	専門基礎科目	メディア情報コース	データサイエンス入門a		1	所属コースから20単位以上(同コースの特定のユニットから8単位以上を含む)、専門教育科目全体(専門演習を除く)で36単位以上修得、かつ発展教育科目と合算して54単位以上修得
			データサイエンス入門b		1	
			データ分析手法a		1	
			データ分析手法b		1	
			情報数学a		1	
			情報数学b		1	
			データベース論		1	
			データベース演習		1	
			統計モデリングa		1	
			統計モデリングb		1	
			応用数学a		1	
			応用数学b		1	
			機械学習入門a		1	
			機械学習入門b		1	
			機械学習理論a		1	
			機械学習理論b		1	
			応用数学c		1	
			応用数学d		1	
			機械学習理論c		1	
			機械学習理論d		1	
			Unix演習a		1	
			Unix演習b		1	
			ゲームデザインa		1	
			ゲームデザインb		1	
			計算機基礎理論		1	
			コンピュータシステム論		1	
			システム開発技術論		1	
			インターネット論		1	
			インターネット演習		1	
			応用プログラミング		1	
			データ構造とアルゴリズム		1	
			情報デザイン論a		1	
			情報デザイン論b		1	
			マルチメディア論		1	
			地理情報基礎演習		1	
			画像情報処理		1	
			企業活動と情報システム		1	
			数値情報処理a		1	
			数値情報処理b		1	
			情報システムa		1	
			情報システムb		1	
			情報システムc		1	
			情報システムd		1	

専門教育科目	応用演習科目	プロジェクト型応用演習1		2	4単位選択必修
		プロジェクト型応用演習2		2	
		超学際演習1		2	
		超学際演習2		2	
		サービス・ラーニング			
		課題解決実践演習			
		社会実習(インターンシップ)1		2	
		社会実習(インターンシップ)2		2	
		社会実習(インターンシップ)3		2	
		社会実習(インターンシップ)4		2	
		海外インターンシップ			
		国際ボランティア			
		産学連携型長期学外学修			
	専門演習	専門演習Ⅰ	4		8単位必修
		専門演習Ⅱ	4		
		専門演習[留学]Ⅰa		2	
		専門演習[留学]Ⅰb		2	
		専門演習[留学]Ⅰc		2	
		専門演習[留学]Ⅱ		2	

発展教育科目	国際教養科目	多文化共生論		2	専門教育科目(専門演習を除く) と合算して54単位以上修得
		文化人類学		2	
		日本文化論		2	
		英米文化論a		2	
		英米文化論b		2	
		国際関係学		2	
		グローバル社会と経済		2	
		国際経営論		2	
		国際協力・開発論		2	
		農業食料論		2	
	社会福祉士養成課程	社会福祉調査		2	
		ソーシャルワーク演習Ⅰ		2	
		ソーシャルワーク演習Ⅱ		2	
		ソーシャルワーク演習Ⅲ		2	
		ソーシャルワーク演習Ⅳ		2	
		ソーシャルワーク演習Ⅴ		2	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅰ		1	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ		1	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅲ		1	
		ソーシャルワーク実習Ⅰ		2	
		ソーシャルワーク実習Ⅱ		3	
		ソーシャルワーク実習Ⅲ		3	
	外国語発展科目	中国語	中国語初級Ⅰ	2	
			中国語初級Ⅱ	2	
			中国語初級Ⅲ	2	
			中国語初級Ⅳ	2	
			中国語中級	2	
			中国語会話	2	
			中国語リスニングⅠ	2	
			中国語リスニングⅡ	2	
			中国語講読	2	
			中国語作文	2	
		ロシア語	ロシア語Ⅰ	2	
			ロシア語Ⅱ	2	
			ロシア語Ⅲ	2	
			ロシア語Ⅳ	2	
		韓国語	韓国語Ⅰ	2	
			韓国語Ⅱ	2	
			韓国語Ⅲ	2	
			韓国語Ⅳ	2	
		(留学生のみ) 日本語	日本語演習a	2	
			日本語演習b	2	
			日本語演習c	2	
			日本事情	2	

発展教育科目	外国語発展科目	発展英語	Active Listening and Reading (中級)		2	専門教育科目(専門演習を除く) と合算して54単位以上修得
			Active Listening and Reading (上級)		2	
			Intensive Listening and Reading		2	
			英米文学概論		2	
			英語文学講読a		2	
			英語文学講読b		2	
		留学外国語	短期語学留学1			
			短期語学留学2			
			実践外国語(期間、大学名)			
	キャリア発展科目	アントレプレナーシップ入門		2		
		アントレプレナーシップ基礎a		2		
		アントレプレナーシップ基礎b		2		
		アントレプレナーシップ基礎c		2		
		アントレプレナーシップ応用a		2		
		アントレプレナーシップ応用b		2		
リメディアル科目		国語基礎			修得が必須	
		数学基礎				

上記別表中、留学外国語の「実践外国語(期間、大学名)」及びリメディアル科目「国語基礎」「数学基礎」を除く科目はメディアを利用して行うことができる授業とし、60単位を超えない範囲で、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行うことができる。

国際学部 国際コミュニケーション学科

授 業 科 目			単位数		備 考
			必修	選択	
基礎教育科目	スタディー導入科目	現代公益論	2		6単位必修
		基礎演習	2		
		山形地域論	2		
	リテラシー科目	情報リテラシー	2		8単位必修
		データリテラシー	2		
		基礎プログラミングⅠ	2		
		基礎プログラミングⅡ	2		
	リテラシー科目	キャリアデザインa	2		基礎教育科目から48単位以上 修得(うち必修科目26単位) リベラルアーツ・STEAM導入科目から 選択必修(○印の科目から2単位以上)を含めて10単位以上を修得
		キャリアデザインb	2		
		企業研究セミナー		1	
		文章表現法		2	
		日経講座:メガトレンド論		2	
		ジャーナリズムの倫理		2	
		日経講座:デジタル社会論 ○		2	
	リベラルアーツ・STEAM導入科目	セキュリティ論 ○		1	
		AIと社会 ○		1	
		哲学		2	
		倫理学		2	
		文学概論		2	
		心理学		2	
		教育学		2	
		日本史a		2	
		日本史b		2	
		西洋史a		2	
		西洋史b		2	
		英国庭園文化論		2	
		人文地理学a		2	
		世界地誌		2	
		社会調査論a		1	
		社会調査論b		1	
		環境社会学		2	
		政治学		2	
		ミクロ経済学		2	
		マクロ経済学		2	
		法学		2	
		ジェンダー論		2	
		貧困と福祉		2	
		特別支援教育		2	
		経済学		2	
		統計学a		2	
		統計学b		2	
		数学a		1	
		数学b		1	
		物理学		2	
		自然地理学a		1	
		自然地理学b		1	

基礎教育科目	外国語科目	英語科目	EAP1	2	8単位必修
			EAP2	2	
			EAP3	2	
			EAP4	2	
		多言語科目	中国語初級Ⅰ○	2	基礎教育科目から48単位以上 修得(うち必修科目26単位) 多言語科目の○印の科目から2 単位選択必修
			中国語初級Ⅱ	2	
			中国語初級Ⅲ	2	
			中国語初級Ⅳ	2	
			中国語中級	2	
			中国語会話	2	
			中国語リスニングⅠ	2	
			ロシア語Ⅰ○	2	
			ロシア語Ⅱ	2	
			ロシア語Ⅲ	2	
			ロシア語Ⅳ	2	
			韓国語Ⅰ○	2	
			韓国語Ⅱ	2	
			韓国語Ⅲ	2	
			韓国語Ⅳ	2	
			日本語教育とやさしい日本語○	2	
			日本手話○	2	
			日本語演習a○	2	
			日本語演習b	2	
			日本語演習c	2	
			日本事情	2	
専門教育科目	専門基礎科	共通専門科目	国際コミュニケーション概論	2	8単位必修
			多文化共生論	2	
			共創の技法入門	2	
			社会学	2	
		Ⅰ類 英語学・文学領域	English PresentationⅠ○	2	専門教育科目と発展教育科目 を合算して76単位以上(うち 必修科目16単位)を修得 専門基礎科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ類の 選択科目のうち、各領域の○ 印の科目からそれぞれ6単位を 選択必修
			英語学概論○	2	
			英米文学概論○	2	
			英語音声学○	2	
			Intensive ReadingⅠ○	2	
			Academic Writing	2	
			Advanced English Communication	2	
			English PresentationⅡ	2	
			Intensive ReadingⅡ	2	
			英文法	2	
			英語音声学演習	2	
			通訳演習	2	
			Tourism EnglishⅠ	2	
			英語文学講読a	2	
			英語文学講読b	2	
			比較文学	2	

専門教育科目	Ⅱ類 多文化理解領域	異文化コミュニケーション ○		2	専門教育科目と発展教育科目を合算して76単位以上（うち必修科目16単位）を修得 専門基礎科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ類の選択科目のうち、各領域の○印の科目からそれぞれ6単位を選択必修	
		日本文化入門 ○		2		
		文化人類学 ○		2		
		質的調査法 ○		2		
		グローバル化時代の地域社会○		2		
		英国森林文化論		2		
		英米文化論a		2		
		英米文化論b		2		
		国際化とインクルーシブ社会		2		
		サブカルチャー論		2		
		映像文化論		2		
		国際メディア論		2		
		庄内の食と文化		2		
		日本外交史		2		
		コミュニケーションの心理学		2		
		多文化共生演習		2		
		多文化フィールドワーク1		2		
		多文化フィールドワーク2		2		
		Ⅲ類 国際社会領域	国際社会学 ○			2
			国際関係学 ○			2
	移民・難民論 ○			2		
	グローバル社会と経済 ○			2		
	社会調査演習 ○			2		
	国際社会と法			2		
	農業食料論			2		
	グローバルコモンズと法			2		
	国際協力・開発論			2		
	NPO・NGO論			2		
	人権とソーシャルワーク			2		
	東南アジアの政治と社会			2		
	国際経営論		2			
	国際観光論		2			
応用演習科目	プロジェクト型応用演習Ⅰ		2	4単位選択必修		
	プロジェクト型応用演習Ⅱ		2			
	海外探究型実践プログラム		2			
	社会実習（インターンシップ）		2			
専門演習	専門演習Ⅰ	4	8単位必修			
	専門演習Ⅱ	4				
発展教育科目	外国語発展科目	発展外国語	Active Listening and Reading(中級)		2	専門教育科目と発展教育科目を合算して76単位以上(うち必修科目16単位)を修得 留学外国語から2単位以上を選択必修
			Active Listening and Reading(上級)		2	
			Intensive Listening and Reading		2	
			中国語リスニングⅡ		2	
			中国語講読		2	
			中国語作文		2	
	教職課程	英語科教育法Ⅰ		2		
		英語科教育法Ⅱ		2		
		英語科教育法Ⅲ		2		
		英語科教育法Ⅳ		2		

発展教育科目	外国語 発展科目	留学外国語	短期留学a		2	専門教育科目と発展教育科目を 合算して76単位以上(うち必修 科目16単位)を修得 留学外国語から2単位以上を選 択必修
			短期留学a(オンライン)		2	
			短期留学b		3	
			中期留学a		6	
			中期留学b		8	
			中期留学c		10	
	キャリア 発展科目		アントレプレナーシップ入門		2	
			アントレプレナーシップ基礎a		2	
			アントレプレナーシップ基礎b		2	
			アントレプレナーシップ基礎c		2	
			アントレプレナーシップ応用a		2	
			アントレプレナーシップ応用b		2	

別表第1の2（第69条関係）

<公益学専攻 修士課程>

授業科目の名称		単位数		備考
		必修	選択	
共通科目	公益学総論 †	2		必修 6 単位修得 選択 4 単位以上修得
	論文作成法 †	2		
	共創の技法 †	2		
	情報基礎 †		2	
	統計学 †		2	
	社会調査論 †		2	
	哲学 †		2	
	倫理学 †		2	
	文化交渉論 †		2	
専門科目	組織経営研究 1 †		2	選択 8 単位以上修得
	組織経営研究 2 †		2	
	組織経営研究 3 †		2	
	組織経営研究 4 †		2	
	組織経営研究 a †		2	
	組織経営研究 b †		2	
	組織経営研究 c †		2	
	組織経営研究 d †		2	
	組織経営研究 e †		2	
	国際関係研究 1 †		2	
	国際関係研究 2 †		2	
	国際関係研究 3 †		2	
	国際関係研究 4 †		2	
	国際関係研究 a †		2	
	国際関係研究 b †		2	
	国際関係研究 c †		2	
	国際関係研究 d †		2	
	国際関係研究 e †		2	
	情報科学研究 1 †		2	
	情報科学研究 2 †		2	
	情報科学研究 3 †		2	
	情報科学研究 4 †		2	
	情報科学研究 a †		2	
	情報科学研究 b †		2	
	情報科学研究 c †		2	
	情報科学研究 d †		2	
	情報科学研究 e †		2	
	地域共創研究 1 †		2	
	地域共創研究 2 †		2	
	地域共創研究 3 †		2	
	地域共創研究 4 †		2	
	地域共創研究 a †		2	
	地域共創研究 b †		2	
	地域共創研究 c †		2	
	地域共創研究 d †		2	
	地域共創研究 e †		2	
発展科目	スクール（学校）ソーシャルワーク演習 † *		2	
	スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導 † *		2	
	スクール（学校）ソーシャルワーク実習 † *		2	
	特別セミナー a †		2	
	特別セミナー b †		2	

	特別セミナーc†		2	
	特別セミナーd†		2	
	プロジェクトa†		2	
	プロジェクトb†		2	
	プロジェクトc†		2	
	プロジェクトd†		2	
自由科目	教育学*		2	修了単位には含まない
	教育行政*		2	
	生徒指導論*		1	
	進路指導論*		1	
	教育心理学*		2	
	教育相談の理論と方法*		2	
	精神保健学*		2	
	児童・家庭福祉論*		2	
	公的扶助論*		2	
演習科目	演習Ⅰ†	4		必修8単位修得
	演習Ⅱ†	4		
	演習(副)†		2	
	修士論文指導Ⅰ†		0	
	修士論文指導Ⅱ†		0	

※ 選択科目の修得単位については以下のとおり。

共通科目から4単位以上、専門科目から8単位以上（うち主となる研究領域の1～4を付番した科目から4単位以上、a～eを付した科目から4単位以上）、その他、選択単位全体で12単位以上修得。

※ 自由科目は修得単位に含まない。

※ 「修士論文指導Ⅰ」および「修士論文指導Ⅱ」は、「演習Ⅰ」および「演習Ⅱ」の単位を修得済みの者のみ履修が可能。

※ 「†」を付した科目は、メディアを利用して行うことができる授業。科目担当教員が、あらかじめ指定した日時パソコンそのほか双方向の通信手段によって行うことができる。

※ 「*」を付した科目は、スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程受講生のみが履修可能。

<公益学専攻 博士後期課程>

授業科目の名称		単位数		備考
		必修	選択	
公益学研究特殊講義	公益学研究a† 公益学研究b† 公益学研究c† 公益学研究d† 公益学研究e† 公益学研究f†		2 2 2 2 2 2	選択4単位以上修得
キャリア科目	キャリアディベロップメント†		2	
研究指導科目	研究指導Ⅰ† 研究指導Ⅱ† 研究指導Ⅲ† 博士論文指導Ⅰ† 博士論文指導Ⅱ† 博士論文指導Ⅲ†	4 4 4	0 0 0	必修12単位修得

※ 「博士論文指導Ⅰ」「博士論文指導Ⅱ」「博士論文指導Ⅲ」は、「研究指導Ⅰ」「研究指導Ⅱ」「研究指導Ⅲ」の単位を修得済みの者のみ履修が可能。

※ 「†」を付した科目は、メディアを利用して行うことができる授業。科目担当教員が、あらかじめ指定した日時パソコンそのほか双方向の通信手段によって行うことができる。

別表第2(第30条の2関係)

授 業 科 目	単位数		履修時期	備考
	必修	選択		
地理学フィールドワーク		2	2年春学期以降	
体育と健康a	1		2年春学期以降	
体育と健康b	1		2年秋学期以降	
教職入門	2		1年秋学期以降	
教育原理	2		2年春学期以降	
教育行政	2		2年春学期以降	
教育心理学	2		1年秋学期以降	
憲法	2		1年秋学期以降	国際学部教職課程履修者のみ対象
社会科・公民科指導法Ⅰ	2		2年春学期以降	中学(社会)・高校公民科必修
社会科・公民科指導法Ⅱ	2		2年春学期以降	中学(社会)・高校公民科必修
社会科・地歴科指導法Ⅰ	2		2年春学期以降	中学(社会)・高校地理歴史科必修
社会科・地歴科指導法Ⅱ	2		2年春学期以降	中学(社会)・高校地理歴史科必修
地理学		2	2年春学期以降	中学(社会)のみ必修
道德教育指導論		2	2年春学期以降	中学のみ必修
総合的な探究の時間の指導法	1		2年春学期以降	
特別活動指導法	1		2年春学期以降	
教育課程の編成とICT活用を含む教育の方法	2		2年春学期以降	
生徒指導論	1		2年春学期以降	
進路指導論	1		2年春学期以降	
教育相談の理論と方法	2		2年春学期以降	
介護等体験		2	2年の春・秋学期	中学のみ必修
教職実践演習(中・高)	2		4年秋学期	
教育実習Ⅰ	2		4年春学期以降	
教育実習Ⅱ		2	4年春学期以降	中学のみ必修
実習指導	1		3年の春・秋学期又は4年の春学期	

※ただし、秋入学者の場合は入学時から履修を開始できるものとする。

上記別表中、下線のある科目はメディアを利用して行うことができる授業とし、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行うことができる。

別表第3(第48条の2関係)

免許状の種類	免許教科	備考
中学校教諭一種普通免許状	社会	
中学校教諭一種普通免許状	英語	
高等学校教諭一種普通免許状	公民	
高等学校教諭一種普通免許状	地理歴史	
高等学校教諭一種普通免許状	英語	

別表第4(第53条、第92条関係)

[学 部(第53条関係)]

種 別	金 額	備 考
入学検定料	30,000円	
大学入学共通テスト利用選抜の入学検定料	15,000円	
家計サポート型 大学入学共通テスト利用選抜の入学検定料	5,000円	
ダイバーシティ推進型 大学入学共通テスト利用選抜の入学検定料	10,000円	
出願期間が同一の一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜に同時出願した場合の入学検定料	40,000円	
入学金	270,000円	
授業料	650,000円	年額
施設整備費	200,000円	年額
教職課程履修料	20,000円	初回履修登録時
教職課程介護等体験実習費	10,000円	体験実習申込時
社会福祉士課程配属実習費	60,000円	2年次20,000円、 3年次40,000円

[大学院研究科(第92条関係)]

種 別	金 額	備 考
入学検定料	30,000円	
	15,000円	入学検定時に本学公益学部及び公益学研究科修士課程に在籍する者
入学金	200,000円	本学教職員、公益学部卒業者及び公益学研究科修士課程修了者は免除
	100,000円	自治体、企業等からの推薦入学者
授業料	500,000円	年額
施設整備費	100,000円	年額

別表第5(30条の3関係)

指定科目等名	時間数	本学科目名	時間数	単位数	履修方法
医学概論	30	医学一般	30	2	1年次以降
心理学と心理的支援	30	心理学	30	2	1年次以降
社会学と社会システム	30	社会学	30	2	1年次以降
社会福祉の原理と政策	60	社会福祉学a・b	60	4	1年次以降
社会福祉調査の基礎	30	社会福祉調査	30	2	2年次以降
ソーシャルワークの基盤と専門職	30	ソーシャルワークの基盤と専門職 a・b	60	4	1年次以降
ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	30				
ソーシャルワークの理論と方法	60	ソーシャルワークの理論と方法a～ d	120	8	2年次以降
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	60				
地域福祉と包括的支援体制	60	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ・Ⅱ	60	4	2年次以降
福祉サービスの組織と経営	30	福祉経営論	30	2	2年次以降
社会保障	60	社会保障論a・b	60	4	2年次以降
高齢者福祉	30	高齢者福祉論	30	2	2年次以降
障害者福祉	30	障害者福祉論	30	2	2年次以降
児童・家庭福祉	30	児童・家庭福祉論	30	2	2年次以降
貧困に対する支援	30	公的扶助論	30	2	2年次以降
保健医療と福祉	30	医療福祉論	30	2	2年次以降
権利擁護を支える法制度	30	権利擁護と成年後見	30	2	2年次以降
刑事司法と福祉	30	刑事司法と福祉	30	2	2年次以降
ソーシャルワーク演習	30	ソーシャルワーク演習Ⅰ～Ⅴ	150	10	2年次以降
ソーシャルワーク演習(専門)	120				
ソーシャルワーク実習指導	90	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ～Ⅲ	90	3	2年次以降
ソーシャルワーク実習	240	ソーシャルワーク実習Ⅰ～Ⅲ	240	8	2年次以降
合計	1,200	合計	1,200	69	
備 考	実習科目(ソーシャルワーク実習指導Ⅰ～Ⅲ、ソーシャルワーク実習Ⅰ～Ⅲ)の履修定員は、60名とする。				